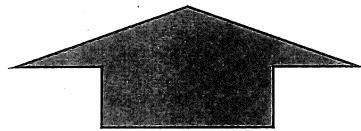


民間保育園等の職員給与等運用事業等の予算の推移

【再構築前の予算額】

事業名	2021年度 予算 (R3)
民間保育園等職員給与 等運用事業補助金	35.7 億円
障害児保育対策	8.4 億円
市独自の配置基準 (条例基準) ※定員外児童を含む	17.4 億円
1歳児加配	1.3 億円
通勤手当助成	1.9 億円
単費 援護 定員弾力化 対策費	1.2 億円
夜間保育対策費	0.1 億円
合計(1)	66.0 億円



【再構築後の予算額】

事業名	事業内容	2022年度 予算 (R4)	2022年度 決算 (R4)	2023年度 予算 (R5)
民間保育 所等への 人件費等 補助金	A 職種ごとに構築する新たな人件費 補助制度(障害児加配・事務費含 む)	32.6 億円	30.9 億円	33.6 億円
	うち事務費への国庫補助(J)	1.6 億円	0.5 億円	1.6 億円
	B 市独自の配置基準(条例基準) ※定員外児童を含む	16.8 億円	16.3 億円	16.6 億円
	C 各園の創意工夫や独自性等の発揮 に資する取組等に対する経費(物件 費)の支援制度	4.0 億円	4.0 億円	4.0 億円
D 施設の事務的業務の負担軽減に向 けたシステムの導入		0.01 億円	0.1 億円	
Aの国の補助金(J)を含んだ計		54.6 億円	51.2 億円	54.3 億円
市の単費(Aの国の補助金(J)を含まない)合計		53.0 億円	50.7 億円	52.7 億円
再構築前(1)66億円(予算)との差額		▲13.0 億円	▲15.3 億円	▲13.3 億円

(子ども若者はぐくみ局の資料と聞き取りをもとに共産党市議団が作成)

保育所等利用状況等（令和3年度～令和5年度の4月1日時点の比較）

(単位：人)

区分	3年度	4年度	5年度	R5-R4	R5-R3
保育所等利用申込児童数 ①	31,149	30,372	29,786	△ 586	△ 1,363
保育要件非該当数 ②	211	228	270	42	59
育児休業中（注1） a	208	223	256	33	48
求職活動休止 b	0	0	0	0	0
その他（注2）	3	5	14	9	11
保育認定児童数 ③=①-②	30,938	30,144	29,516	△ 628	△ 1,422
保育所等利用児童数 ④	30,682	29,949	29,299	△ 650	△ 1,383
保育所・認定こども園	29,127	28,436	27,822	△ 614	△ 1,305
小規模保育事業等	1,555	1,513	1,477	△ 36	△ 78
幼稚園預かり保育利用児童数（注3）⑤	42	20	16	△ 4	△ 26
企業主導型保育事業利用児童数 ⑥	24	14	13	△ 1	△ 11
特定の保育所等を希望等（注4） c⑦	190	161	188	27	△ 2
待機児童数 ③-④-⑤-⑥-⑦	0	0	0	0	0
潜在的待機児童数 a+b+c	398	384	444	60	46

注1 育児休業が終了するまで保育利用は希望しないと申し出た保護者の数

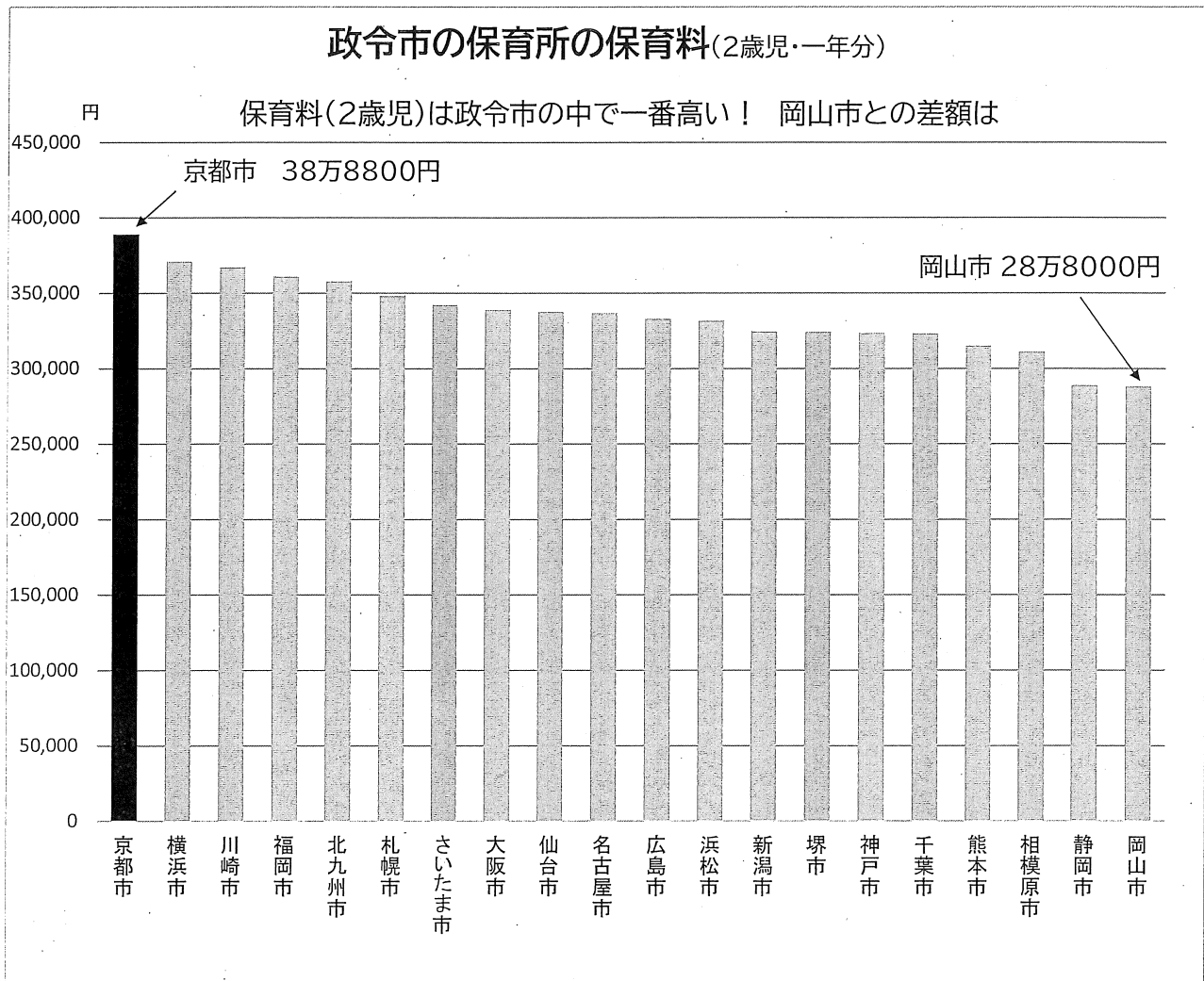
注2 「その他」の内訳 (単位：人)

区分	R3	R4	R5
市外への転出	0	3	2
市外から市内への未転入	1	0	9
就労時間が48時間未満	0	0	0
必要な書類の未提出	2	2	3
計	3	5	14

注3 「幼稚園預かり保育利用児童数」は、保育所等に申し込まれた中で、放課後等預かり保育の利用を希望されるなど、幼稚園等に通われている児童数

注4 「特定の保育所等を希望等」とは、特定の保育所等を希望し、他に利用可能な保育所等について情報提供しても申し込まれなかった児童と、内定した保育所等が第1希望ではないといった理由により辞退された児童の数

■保育所の保育料(2歳児)の政令市比較



小売物価統計調査(動向編 第4表)中学校・高等学校授業料等 - 都道府県庁所在市及び人口15万以上の市

注:保育料については2022年度のもの。

学童クラブ利用料金の政令市の状況（令和 4 年度）

※ 事業形態（委託／補助）及び利用時間、職員の雇用形態等が様々であり、事業費総額も異なります。
料金の水準は単純に金額面だけをもって、比較できるものではない点は御留意ください。

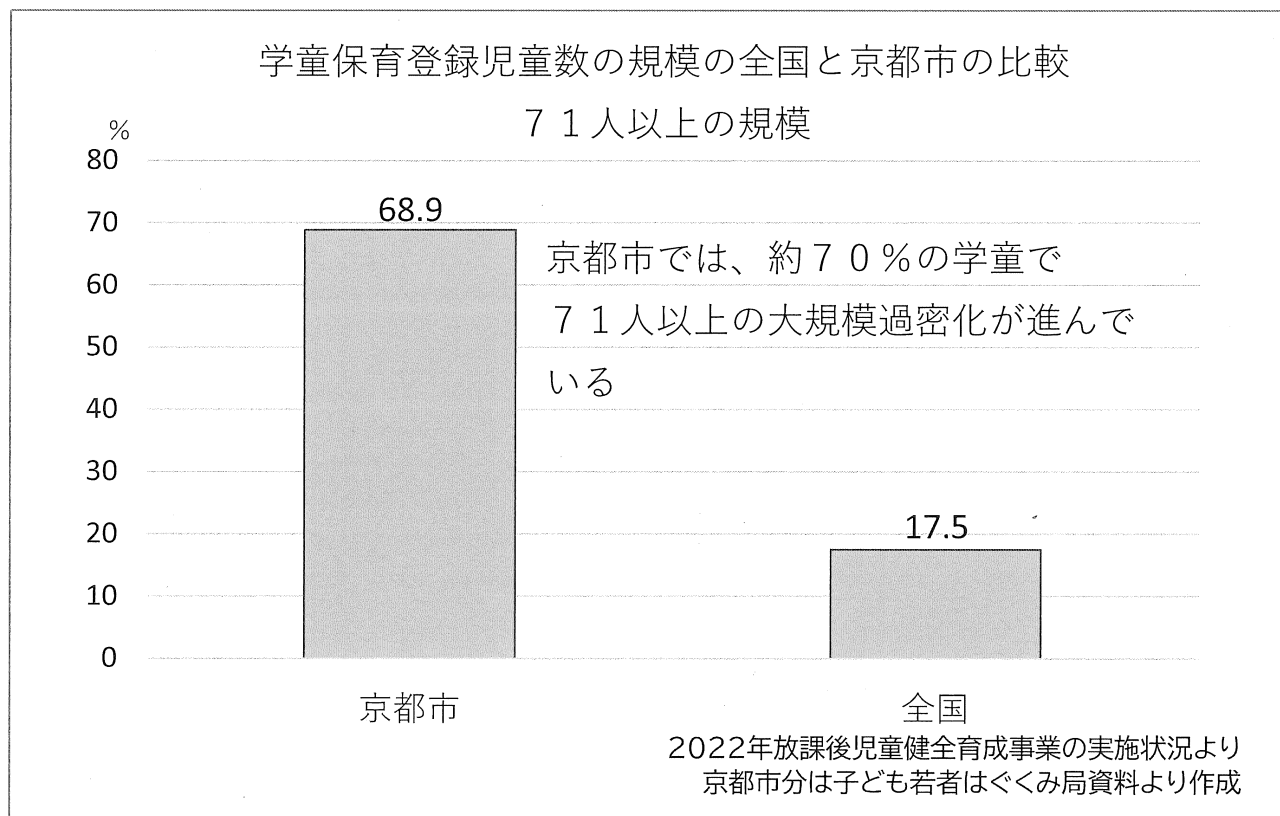
1 本市の運営方法と類似している自治体（主に指定管理又は業務委託で放課後児童健全育成事業を実施している自治体）

	利用料金（月額） ※所得階層別又は利用時間別で最も高い額を掲載	減免 有無	利用時間 ※括弧は延長又は長時間利用の時間	登録児童数	実施箇所数	雇用 形態
京都市	9,000 円 (延長+2,000 円) (土曜日利用+2,000 円) (土曜日延長+3,000 円) (8月：13,000 円)	○ 生保等 多世帯	平日 放課後～17:00 (放課後～18:30) 土・長休 8:00～17:00 (8:00～18:30)	(児童館・学保) 14,181 人	(児童館・学保) 【公設】 指定管理 99 【民設】 委託 40	常勤(正職) 及び 非常勤
堺市	8,000 円 (延長+1,000 円)	○ 生保等	平日 放課後～18:30 (放課後～19:00) 土・長休 8:00～18:30 (8:00～19:00)	8,417 人	【公設】 委託 92	施設による
神戸市	4,500 円 (1時間延長+1,500 円) (2時間延長+3,000 円)	○ 生保等	平日 放課後～17:00 (放課後～19:00) 土・長休 8:00～17:00 (8:00～19:00)	16,752 人	【公設】 指定管理 204 委託 3 【民設】 補助 38	常勤(正職) 及び 非常勤
仙台市	3,000 円 (延長+1,000 円)	○ 生保等	平日 放課後～18:00 (放課後～19:15) 土曜 9:00～17:00 (延長なし) 長休 8:00～18:00 (8:00～19:15)	14,224 人	【公設】 指定管理 98 委託 14 【民設】 補助 35	常勤 及び 非常勤
新潟市	8,400 円	○ 生保等 多世帯	平日 放課後～18:30 土・長休 8:00～18:30	11,560 人	【公設】 指定管理 148 【民設】 補助金 34	常勤(正職) 及び 非常勤
相模原市	5,300 円 (延長+200 円/回)	○ 生保等	平日 放課後～18:00 (放課後～19:00) 土・長休 8:00～18:00 (8:00～19:00)	7,338 人 ※全事業の 合算	【公設】 直営 68	非常勤
	【参考：補助として実施する 放課後児童健全育成事業】 各施設が独自設定	施設による	各施設が独自設定		【民設】 補助 52	施設による
さいたま市	8,000 円	○ 生保等	平日 放課後～19:00 土・長休 8:00～19:00	12,071 人	【公設】 指定管理 74 【民設】 委託 222	常勤(正職) 及び 非常勤

	利用料金（月額） ※所得階層別又は利用時間 別で最も高い額を掲載	減免 有無	利用時間 ※括弧は延長又は 長時間利用の時間	登録児童数	実施箇所数	雇用 形態
千葉市	8,500円 (延長+1,000円) (7月:11,800円) (8月:12,900円)	○ 生保等 多世帯	平日 放課後～18:00 (放課後～19:00) 土・長休 8:00～18:00 (8:00～19:00)	9,534人	【公設】 委託 159	常勤 及び 非常勤
静岡市	6,000円 (土曜日利用+1,500円) (8月:12,000円) (3月:11,000円)	○ 生保等 多世帯	平日 12:00～19:00 土・長休 8:00～19:00	5,425人	【公設】 委託 83	施設による
浜松市	11,200円	施設による	各施設が独自設定	7,071人	【公設】 委託 110 負担金 55	常勤 及び 非常勤
岡山市	7,500円 (延長+2,500円)	○ 生保等 多世帯	平日 13:00～18:00 (13:00～19:00) 土曜 8:00～18:00 (延長なし) 長休 8:00～18:00 (8:00～19:00)	5,389人	【公設】 委託 136 【民設】 補助 74	常勤(正職) 及び 非常勤
広島市	無料 (延長+2,400円/年) ※別途、放課後子供教室を 無料で実施しており、料金は それに合わせて無料。	—	平日 13:00～18:30 (延長なし) 土曜 8:30～17:00 (延長なし) 長休 8:30～18:30 (8:00～18:30)	12,512人	【公設】 直営 135 【民設】 補助 77	非常勤
北九州市	各施設が独自設定 (4,000円～8,000円)	○ 生保等 多世帯	各施設が独自設定	11,914人	【公設】 指定管理 29 委託 103	施設による
福岡市	3,000円 (1時間延長+1,000円) (2時間延長+2,000円) (土曜日利用+2,000円)	○ 生保等 多世帯	平日 放課後～17:00 (放課後～19:00) 土曜 8:00～18:00 (延長なし) 長休 8:00～17:00 (8:00～19:00)	17,492人	【公設】 直営 139	非常勤
熊本市	5,000円 (延長+1,200円) (8月:10,700円)	○ 生保等 多世帯	平日 放課後～18:00 (放課後～19:00) 土・長休 8:00～18:00 (8:00～19:00)	6,884人	【公設】 直営 80 【民設】 補助 15	非常勤

※上記以外の政令市は、京都市と運営方法が異なる（主に放課後子供教室との一体的な実施や補助事業で放課後児童健全育成事業を実施している）

■学童保育の登録児童数の規模（大規模過密化問題）

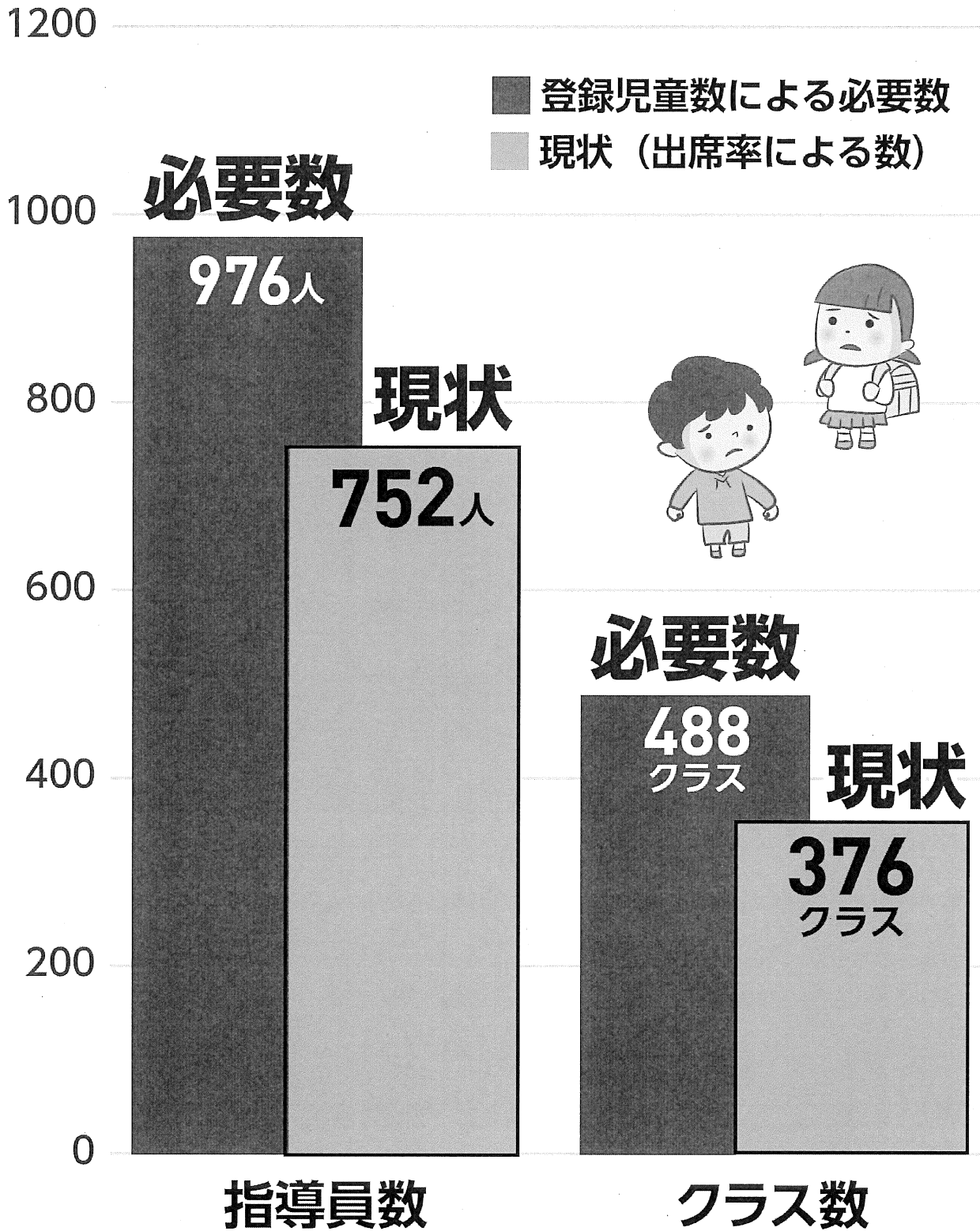


■学童保育の登録児童数は100人越えが44.7%

	箇所数	71人以上	71人以上の割合	100人以上登録箇所	100人以上の割合	登録児童数(学童)	児童総数(市立小学校)
北区	13	9	69.2%	4	30.8%	1,138	4,378
上京区	7	4	57.1%	4	57.1%	806	2,774
左京区	19	14	73.7%	10	52.6%	1,983	6,545
中京区	10	9	90.0%	6	60.0%	1,309	4,482
東山区	6	1	16.7%	0	0.0%	335	1,068
山科区	13	11	84.6%	8	61.5%	1,400	5,340
下京区	5	4	80.0%	3	60.0%	824	2,880
南区	16	8	50.0%	5	31.3%	1,316	4,221
右京区	18	15	83.3%	10	55.6%	1,919	8,446
西京区	19	13	68.4%	8	42.1%	2,039	8,309
伏見区	35	23	65.7%	14	40.0%	3,129	11,449
計/平均	161	111	68.9%	72	44.7%	16,198	59,892

子ども若者はぐくみ局2023年度5月資料より作成

学童保育 少ない指導員とクラス



京都府内の子育て支援医療費助成制度一覧

京都府保険医協会調べ(2023年12月1日)

(対象)	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳まで	大学生	
京 都 府 入院 通院	現物給付(200円負担)			償還(1500円控除)			※
京 都 市 入院 通院	現物給付(200円負担)			現物給付(1500円負担)注1			※
向 日 市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還		※
長 岡 京 市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還(200円控除)		※
大 山 崎 町 入院 通院	現物給付(200円負担)						※
宇 治 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
城 陽 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
久 御 山 町 入院 通院	現物給付(負担なし)						※
八 幡 市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還(200円控除)		※
京 田 辺 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						※
井 手 町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
宇 治 田 原 町 入院 通院	現物給付(200円負担)						※
木 津 川 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						※
精 華 町 入院 通院	現物給付(200円負担)						※
笠 置 町 入院 通院	現物給付(負担なし)注3				償還		※
和 東 町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
南 山 城 村 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
亀 岡 市 入院 通院	現物給付(負担なし)						※
南 丹 市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還 (800円控除)		
京 丹 波 町 入院 通院	現物給付(負担なし)				償還		※
綾 部 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
福 知 山 市 入院 通院	現物給付(200円負担)注4				償還(200円控除)		※
舞 鶴 市 入院 通院	現物給付(200円負担)			償還(月1500円控除)			
宮 津 市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
伊 根 町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2				償還		
与 謝 野 町 入院 通院	現物給付(200円負担)						
京 丹 後 市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還 (200円控除)	注5	

注1 京都市の通院中学生は、月1500円超額の償還も適用。小学生までの調剤薬局での一部負担金は不要

注2 井手町、和東町、南山城村、伊根町は窓口負担なし(受給者証にその旨のシール貼付)

注3 笠置町は中学生までは200円を立替払い(償還あり)、高校生は全額を立替払い(償還あり)。2024年4月から現物給付に

注4 福知山市は、住民税非課税世帯の中学生までの入院・通院とも自己負担なし。通院中学生は月1500円超額の償還も適用

注5 京丹後市の市民税非課税世帯の大学生等を対象

※は2023年度からの変更分(舞鶴市は2024年1月から中学生の負担を200円に変更予定)

子ども医療費支給制度内容の政令市比較(令和5年度)

(令和5年9月現在)

都市名	入院対象年齢	通院対象年齢	所得制限(※)	一部負担金	上限額 (一部負担金ありの場合)	調剤 一部負担金
札幌	中学校卒業まで	小学6年生まで	新児手	0歳~小学生まで: 医科580円、歯科510円(入院・通院共通、ともに初診時のみ) 中学生(入院): 課税世帯…1割(限度額あり) 非課税世帯…0歳~小学生と同じ	課税世帯: 月57,600円 ※中学生以上の課税世帯のみ	なし
仙台	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: 就学前なし、小学生以上は1日500円(11日目を以降は無料) 通院: 就学前なし、小学生以上は初診料算定時に500円	入院: 1医療機関5,000円 通院: 500円 ※入院・通院とも小学生以上のみ	なし
さいたま	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	なし	-	-
千葉	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: 1日300円 通院: 0歳~小学3年生 1回300円 小学4年生~中学3年生 1回500円 ※入院・通院とも市民税所得割非課税世帯は無料	入院: 3,000円 通院: 1,500円(0歳~小学3年生) 2,500円(小学4年生以上) 第3子以降自己負担なし	なし
横浜	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	なし	-	なし
川崎	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 小3までなし、小4~ 1回500円(非課税世帯除く)	通院: 上限なし ※小学4年生以上の課税世帯のみ	なし
相模原	中学校卒業まで (継続して入院の場合、18歳の誕生日の月末まで)	中学校卒業まで	新児手 (1歳以上のみ)	入院: なし 通院: 小学生までなし、中学生1回500円 ※入院・通院とも市民税所得割非課税世帯は無料	通院: 上限なし ※中学生の課税世帯のみ	-
新潟	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	入院: 1日1,200円 通院: 1回630円(1医療機関で6回目を以降は無料)	入院: 上限なし 通院: 1医療機関2,120円	なし
静岡	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 1歳未満なし、1歳以上は1回500円	通院: 上限なし ※1歳以上のみ	なし
浜松	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 1回500円(ただし、0歳児に限り通院原則無料)	入院: 上限なし 通院: 上限なし	なし
名古屋	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	なし	-	-
京都	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: 1医療機関月200円 通院: 0歳~小学生 1医療機関月200円 中学生 月1,600円	入院: 上限なし 通院: 1,500円(中学生)	あり (中学生通院)
大阪	高校卒業まで	高校卒業まで	新児手 (中学生、高校生)	1日500円(1医療機関で3日目を以降は無料) ※同じ医療機関でも入院通院は別計算。	入院・通院: 2,500円 (1医療機関は1,000円)	なし
堺	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	1日500円(1医療機関で3日目を以降は無料) ※同じ医療機関でも入院通院は別計算。	入院・通院: 2,500円 (1医療機関は1,000円)	なし
神戸	高校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 3歳未満 なし 3歳以上 1医療機関1日400円(3日目を以降は無料)	通院: 1医療機関800円	あり (3歳以上通院)
岡山	中学校卒業まで	小学校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 就学前なし、小学生1割(上限あり)	通院: 月44,400円 ※小学生のみ	あり
広島	中学校卒業まで	小学6年生まで	旧児手	入院: なし 通院: 基準額内 初診料算定時に500円(1医療機関月4回まで) 基準額以上 ①未就学児: 初診料算定時1日1,000円(月2回) ②小1~小3: 1日1,500円(月2回) ③第3子以降初診料算定時に500円 (1医療機関月4回まで) ※基準額: 扶養人数が0人の場合: 給与所得295万2千円	通院 所得基準内: 1医療機関2,000円 所得基準額以上: ①~③2,000円~3,000円	なし
北九州	高校卒業まで	高校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 3歳未満 なし 3歳以上就学前 1医療機関月600円 小学生 1医療機関月1,200円 中学生・高校生 1医療機関月1,600円	通院: 1医療機関月600円(3歳~就学前) 1,200円(小学生) 1,600円(中学生)	なし
福岡	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 3歳未満 なし 3歳以上 1医療機関月500円	通院: 1医療機関月500円	なし
熊本	中学校卒業まで	中学校卒業まで	なし	入院: なし 通院: 3歳未満 なし 5歳未満 医科・調剤 1回700円(歯科はなし) 5歳以上~小6 1医療機関月700円 中1~中3 1医療機関月1,200円	通院: 3歳未満 なし 5歳未満 医科・調剤 1回700円 5歳以上~小6 1医療機関月700円 中1~中3 1医療機関月1,200円	あり (3歳以上通院)

※【新児手当基準】…扶養1人の場合、所得額680万円、収入額878万円 【旧児手当特別給付基準】…扶養1人の場合、所得額570万円、収入額715.8万円

※ 各自治体ホームページの掲載内容を基に作成

学童う歯対策事業実績

(令和2年度 児童数, 治療件数, 決算額, 全国と京都市のう歯罹患率)

年度	児童数※	治療件数	決算額	う歯罹患率	
				全国	京都市
令和2年度	65,564人	107,701件	333,824,019円	40.21%	33.89%
令和3年度	64,719人	115,483件	357,028,833円	39.04%	32.89%
令和4年度	61,633人	119,305件	374,171,768円	39.04% (令和3年度)※2	31.73%

※1 児童数は京都市統計ポータルに掲載されている令和4年10月1日における京都市内の小学生の数であり、学童う歯対策事業の対象外である生活保護及び障害者医療、ひとり親医療の受給者も含んだ数となっている。

※2 令和4年度の全国のう歯罹患率は現時点で未公表

令和3(2021)から令和5(2023)年10月
子ども若者はぐくみ局資料より作成

市立学校園における歯科健診結果

(令和4年度)

校種		幼稚園	小学校	中学校	高等学校 (全日制)
検査人数 (a)		632	57,956	25,885	4,858
う歯所有	人数 (b)	92	18,387	3,978	737
	率 (b/a)	14.56%	31.73%	15.37%	15.17%
う歯処置	人数 (c)	18	8,583	2,225	476
	率 (c/b)	19.57%	46.68%	55.93%	64.59%
歯周疾患	人数 (d)	0	1146	830	70
	率 (d/a)	0.00%	1.98%	3.21%	1.44%
歯列等 ※1	人数 (e)	1	2031	710	360
	率 (e/a)	0.16%	3.50%	2.74%	7.41%
顎関節 精査者 ※2	人数 (f)	0	153	237	108
	率 (f/a)	0.00%	0.26%	0.92%	2.22%
咬合・歯列 精査者 ※2	人数 (g)	1	11,830	7,647	324
	率 (g/a)	0.16%	20.41%	29.54%	6.67%
その他の 疾病及び異常	人数 (h)	13	231	37	0
	率 (h/a)	2.06%	0.40%	0.14%	0.00%

* 12歳児1人当たりの永久歯の平均う歯数 (DMF歯数) ※3 : 0.37 (全国平均未公表)

※1 「顎関節」又は「歯列」で「要精検」と診断された者

※2 「要観察」又は「要精検」と診断された者

※3 う蝕経験のある永久歯の数 = 未処置う歯数 (D) + 喪失歯数 (M) + 処置歯数 (F)

児童虐待相談・通告等の状況
及び被措置児童等虐待の状況

令和5年8月1日
京都市子ども若者はぐくみ局

1 令和4年度における児童虐待相談・通告等の状況

(1) 相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度		平成30 年度	令和元 (平成31) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4年度	
京都市	相談・通告件数	2,128	2,693	2,907	3,125	3,288	① 2,234 ② 1,054
	認定件数 (認定割合%)	1,670 (78%)	2,051 (76%)	2,175 (75%)	2,170 (69%)	2,257 (69%)	① 1,516 ② 741

※ 認定割合(%) = 認定件数 / 相談・通告件数 × 100

※ 令和4年度欄の①は京都市児童相談所(南区及び伏見区を除く区域を所管)、②は京都市第二児童相談所(南区及び伏見区を所管(深草及び醍醐支所管内を含む。))における件数

(2) 経路別の相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	隣近所	医療機関	児童福祉課	警察等	学校等	その他	計
平成 30	66	37	392	6	0	90	45	41	907	173	371	2,128
	55	28	118	6	0	61	41	38	848	152	323	1,670
令和元	54	32	398	7	0	106	47	72	1,408	178	391	2,693
	46	17	124	7	0	93	40	66	1,155	160	343	2,051
令和2	41	22	372	11	1	165	41	55	1,657	205	337	2,907
	37	19	190	10	1	145	37	54	1,186	189	307	2,175
令和3	65	16	390	11	8	166	45	84	1,826	207	307	3,125
	59	11	112	11	7	149	38	67	1,275	163	278	2,170
令和4	88	35	347	10	2	196	37	76	1,985	230	282	3,288
	67	21	140	8	2	164	29	64	1,298	207	257	2,257

※ 上段は経路別の相談・通告件数を、下段は経路別の認定件数を示す。

(3) 内容別・年齢別の認定件数

(内容別)

年 度	平成30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	494	533	624	588	566
性的虐待	20	13	15	5	12
ネグレクト	235	272	271	291	340
心理的虐待	921	1,233	1,265	1,286	1,339
計	1,670	2,051	2,175	2,170	2,257

(年齢別)

令和4年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
身体的虐待	85	107	220	101	53	566
性的虐待	1	3	4	2	2	12
ネグレクト	104	77	98	44	17	340
心理的虐待	341	269	453	176	100	1,339
計	531	456	775	323	172	2,257

(4) 主たる虐待者別の認定件数

年度	父		母		その他	計
	実 父	実父以外	実 母	実母以外		
平成30	794	98	737	5	36	1,670
令和元	1,019	96	905	2	29	2,051
令和2	1,109	83	939	4	40	2,175
令和3	1,118	79	928	0	45	2,170
令和4	1,162	68	993	5	29	2,257

2 令和4年度における被措置児童等虐待通告の状況

(1) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）

1件（2件）

(2) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した事案の概要

ア 施設等の種別

社会的養護関係施設

イ 被措置児童等虐待の状況

虐待を受けた被措置児童等		虐待を行った施設等職員 (行為者)		被措置児童等虐待 の類型
性別	年齢階級	性別	職種	
男	高3	男	児童指導員	心理的虐待（※）

※ （内容）行為者が児童の頭をなでる、肩を組む、抱き締める等の身体接触を複数
回行うとともに、児童への私的な援助を行い、これを口止めしたことにより、
結果、児童が当該行為について嫌悪感があったにもかかわらず、他者
へ相談し難くなっていたこと

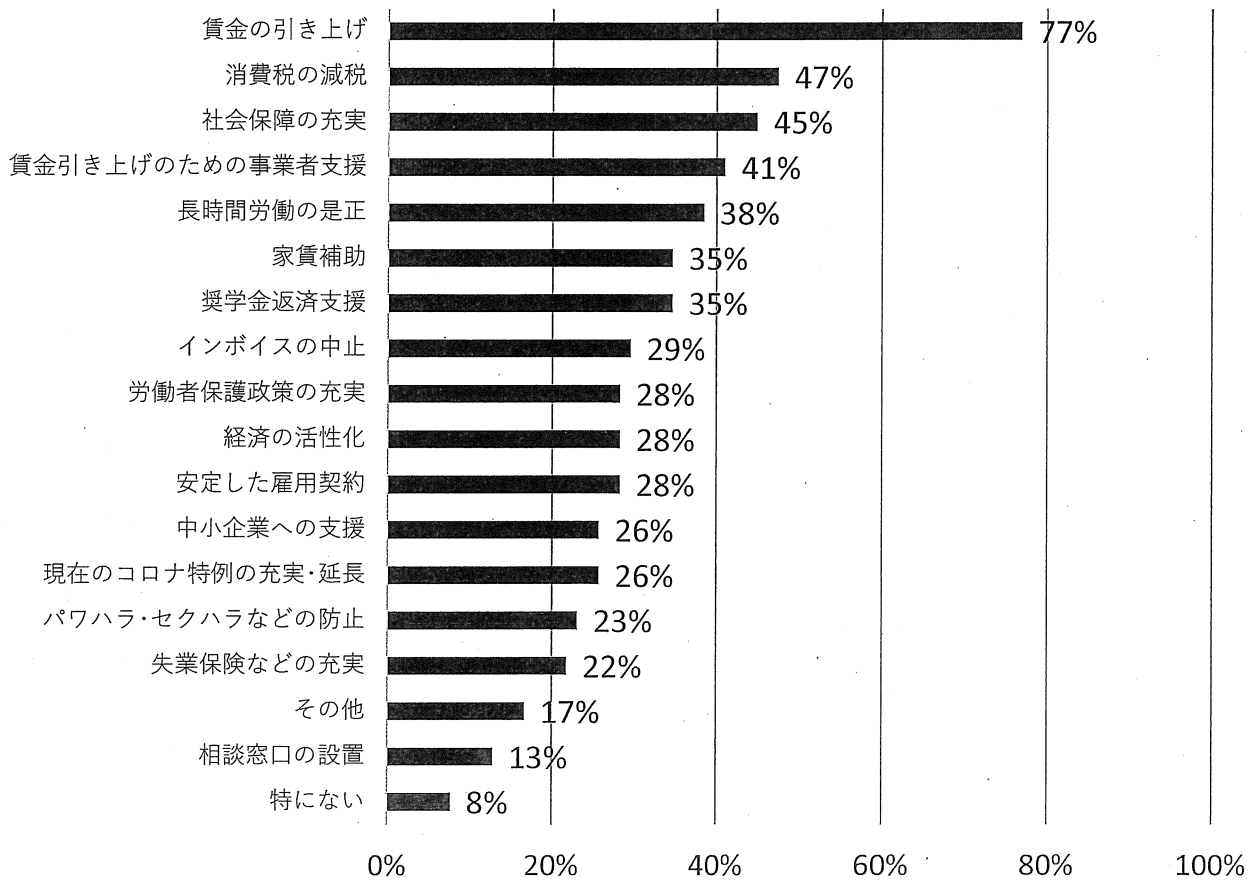
ウ 京都市が講じた措置

- ・ 児童、職員及び施設長等から聴き取りを実施
- ・ 発生原因の分析及び口頭による改善指示並びに改善計画の策定指示

<お問合せ先>

- 「1 令和4年度における児童虐待相談・通告等の状況」について
児童福祉センター児童相談所（電話：801-2929）
- 「2 令和4年度における被措置児童等虐待通告の状況」について
子ども若者未来部子ども家庭支援課（電話：746-7625）

若者が働く上で改善してほしいことや 国・自治体への要望



党議員団・若者働き方アンケート2022年（複数回答）

2023年10月5日
総合企画局

政令指定都市で実施している大学生を対象とした給付型奨学金制度の状況について

(令和5年9月時点)

自治体名 (担当課)	制度名	対象	支給額	募集人数又は受給者数	資格・条件
札幌市 (教育委員会 事務局 学校教育部 教育推進課)	札幌市 奨学金	大学 短期大学 (高等専門 学校、専修 学校を含 む)	【奨学資金】 国公立 月額6,000円 私立 月額9,000円 【入学支度資金】 国公立 14,000円 私立 21,000円	R4採用者： 260名	・本人または生計維持者が 札幌市内に居住している ・学資に乏しく学業が優秀
静岡市 (教育委員会 事務局 教育局 児童 生徒支援課)	静岡市 篤志 奨学金	大学 短期大学 (高等学 校、専修 学校、高 等専門学 校を含 む)	一時金 100,000円(1回)	65名 程度	・静岡市内に住所を有する ・大学等に入学する新一年生 等
神戸市 (教育委員会 事務局 学校支援部 学校経営 支援課)	神戸市 大学 奨学金	大学 (大学院 及び短期 大学を除 く)	自宅 月額15,000円 自宅外 月額20,000円	4名程度	・神戸市内に在住している ・現在、高等学校の最終学 年または高等専門学校に 在学し引き続き、翌年4月 に大学に進学しようとする 者 ・他に学資の給与・貸与を 受けてない(併給不可) 等
北九州市 (市民文化 スポーツ局 安全・安心 推進部 安全・安心 都市整備課)	山九交 通遺児 奨学金	大学 大学院 短期大学	【修学資金】 国公立 月額25,000円 私立 月額31,000円 【入学一時金】 100,000円(1回)	制限なし	・北九州市内に住所を有する ・交通事故により主たる生計 維持者である父又は母と死 別している ・経済的理由により修学困難 等

※ 日本学生支援機構「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」より大学・短期大学対象の給付型奨学金制度を抜粋したものに、各自治体のHPで確認した内容を加えて作成